

関係各室課の長 様

保健福祉部医療政策室長

医療従事者等の新型コロナワクチン4回目接種について

新型コロナワクチンの4回目接種の対象者に、18歳以上60歳未満の医療従事者等及び高齢者施設等の従事者（以下「医療従事者等」という。）が追加されたことを受け、4回目接種の対象範囲や本県での接種券の申請方法、接種場所は下記のとおりとなりますので、貴室課が所管する施設等に周知いただくようお願いします。

記

1 4回目接種の対象者の範囲

- (1) 60歳以上の者
 - (2) 18歳以上60歳未満の者であって次に掲げる者
 - ア 基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるもの
 - イ 18歳以上60歳未満の医療従事者等
 - ウ 18歳以上60歳未満の高齢者施設等の従事者
- } 別添1の接種対象となる
医療従事者等の範囲を参照

2 接種券の申請方法等

- (1) 医療従事者等の接種券の発行方法について、国では、対象者の申請により接種券を発行する方法や3回目接種完了者全員に接種券を送付する方法などのほか、医療機関や高齢者施設、事業所等（以下「医療機関等」という。）ごとに対象者を取りまとめた上で、医療従事者等の住民票が所在する市町村に代理申請を行う方法（以下「医療機関等の代理申請」という。）を示している。

この医療機関等の代理申請の際に用いる様式については、県と市町村が調整のうえ、別紙様式「新型コロナワクチン4回目用接種券発行申請書（代理申請）」のとおりとしたので、接種券の代理申請を希望する医療機関等は、別紙の「市町村別申請方法」を確認のうえ、医療従事者等の住民票が所在する市町村にそれぞれ申請いただきたいこと。

なお、既に医療機関等と関係市町村との間で、接種券発行の調整を終えている場合は、改めて当該市町村との調整や確認を行うことは要しないほか、関係市町村から別途申請様式が示されている場合は、当該様式を用いて申請いただきたいこと。（※この場合の市町村への連絡は不要であること。）

- (2) 別紙様式の記載内容や申請方法、添付書類の有無は、市町村ごとに異なるので、添付の「注意事項」及び「市町村別申請方法」を御確認いただきたいこと。

また、別紙様式の申請書は、随時更新することがあることから、最新の様式と申請時の注意事項については、県の新型コロナワクチン接種のホームページを御確認いただきたいこと。

(3) 県外の市町村に申請する場合は、当該市町村に個別にお問合せいただきたいこと。

(4) 医療機関等の代理申請によらず、医療従事者等本人が住民票所在の市町村に申請を行うことも可能であること。

(別添2：接種券の申請方法のイメージを参照)

3 接種場所

医療従事者等の4回目接種に当たっては、県や市町村の接種会場での接種や医療機関での自院接種、高齢者施設等での巡回接種が想定されるが、具体的な接種場所については、医療機関等が所在する市町村や医療従事者等の住民票が所在する市町村に問合せいただきたいこと。

なお、この通知の発出前に、既に医療機関等と関係市町村との間で、接種場所の確保の調整を終えている場合や関係市町村から接種場所の案内がなされている場合は、市町村への問合せは要しないものであること。

担 当：医療政策室 ワクチン接種担当 二本松 電 話：019-629-5606 メール：yoshiki-n@pref.iwate.jp
--

【別添1】接種対象となる医療従事者等の範囲

新たに4回目接種の対象となった医療従事者等の範囲は、下記のとおり国から例示されています。
なお、下記の内容は、令和4年8月3日時点の内容で、同日以後に変更となる場合があります。

【表1 医療従事者等の詳細な範囲】

1 病院、診療所の 医師その他の職員	<p>病院、診療所において、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。以下同じ。）に頻繁に接種する機会のある医師その他の職員</p> <p>※ 診療科、職種は限定しない。（歯科も含まれる）</p> <p>※ 委託業者についても、業務の特性として、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する場合には、医療機関の判断により対象とできる。</p> <p>※ バックヤードのみの業務を行う職員や単に医療機関に出入りする業者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接することがない場合には、対象とならない。</p> <p>※ 医学部生等の医療機関において実習を行う者については、実習の内容により、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合は対象に含まれる。</p> <p>※ 訪問介護ステーションの従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。</p> <p>※ 助産所の従事者で、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する場合には、病院、診療所に準じて対象に含まれる。</p> <p>※ 介護医療院、介護老人保健施設の従事者についても、医療機関と同一敷地内にある場合には、医療機関の判断により対象とできる。なお、介護療養型医療施設の従事者は、病院・診療所の従事者と同様に医療従事者等の範囲に含まれる。</p>
2 薬局の薬剤師そ 他の職員	<p>薬局において、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接する機会のある薬剤師その他の職員（登録販売者を含む。）</p> <p>※ 当該薬局が店舗販売業等と併設されている場合、薬剤師以外の職員については専ら薬局に従事するするとともに、主に患者への応対を行う者に限る。</p>
3 救急隊員等、海 上保安庁職員、自 衛隊職員	<p>新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等、海上保安庁職員、自衛隊職員</p> <p>※ 救急隊員等の具体的範囲は、新型コロナウイルス感染症患者（疑い患者を含む。）の搬送に携わる以下の者である。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 救急隊員・ 救急隊員と連携して出動する警防要員・ 都道府県航空消防隊員・ 消防非常備町村役場の職員・ 消防団員（主として消防非常備町村や消防常備市町村の離島区域の消防団員を想定）

<p>4 保健所職員、検疫所職員等、予防接種業務の従事者</p>	<p>自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、新型コロナウイルス感染症患者に頻繁に接する業務を行う者</p> <p>(1) 感染症対策業務</p> <p>※ 以下のような業務に従事する者が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者と接する業務を行う保健所職員、検疫所職員等 <p>保健所、検疫所、国立感染症研究所の職員で、積極的疫学調査、患者からの検体採取や患者の移送等の患者と接する業務を行う者。</p> <p>(2) 予防接種業務</p> <p>自治体が新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の特設会場を設ける場合については、当該特設会場は医療機関であることから、予防接種業務に従事する者であって、新型コロナウイルス感染症患者と頻繁に接すると当該特設会場を設ける自治体が判断した者を接種対象とすることができる。ただし、直接会場で予診や接種等を行う者を対象とし、単に被接種者の送迎や会場設営等を行う者等は含まない。</p> <p>※ 予防接種業務の従事者が、高齢者への接種の実施時期に、ワクチンを接種していない場合は、高齢者への接種の際に併せて接種することができる。都道府県と市町村の調整が可能であり、市町村又は地元の医療機関での接種体制の構築ができる場合には、他の医療従事者等と同様に接種を行うことができる。</p>
----------------------------------	--

【表2 高齢者施設等の範囲】

対象となる高齢者施設等の範囲は、以下の施設が例示されており、**高齢者等が入所・居住するもの**とされています。

なお、高齢者はいないが重症化リスクの高い**障がい者が多くいる施設の従事者も対象に含まれます**。

<ul style="list-style-type: none">○ 介護保険施設<ul style="list-style-type: none">・ 介護老人福祉施設・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護・ 介護老人保健施設・ 介護医療院○ 居住系介護サービス<ul style="list-style-type: none">・ 特定施設入居者生活保護・ 地域密着型特定施設入居者生活介護・ 認知症対応型共同生活介護○ 老人福祉法による施設<ul style="list-style-type: none">・ 養護老人ホーム・ 軽費老人ホーム・ 有料老人ホーム○ 高齢者住まい法による住宅<ul style="list-style-type: none">・ サービス付き高齢者向け住宅	<ul style="list-style-type: none">○ 生活保護法による保護施設<ul style="list-style-type: none">・ 救護施設・ 更生施設・ 宿所提供施設○ 障害者総合支援法による障害者支援施設等<ul style="list-style-type: none">・ 障害者支援施設・ 共同生活援助事業所・ 重度障害者等包括支援事業所（共同生活援助を提供する場合に限る）・ 福祉ホーム○ その他の社会福祉法等による施設<ul style="list-style-type: none">・ 社会福祉住居施設（日常生活支援住居施設を含む）・ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター・ 生活困窮者一時宿泊施設・ 原子爆弾被爆者養護ホーム・ 生活支援ハウス・ 婦人保護施設・ 矯正施設（※患者が発生した場合の処遇に従事する職員に限る）・ 更生保護施設
---	---

※ 児童福祉法に基づく障害児入所施設の従事者も、重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する従事者と認められる場合には対象となります。

【表3：居宅サービス・訪問系サービス】

高齢者はいないが重症化リスクの高い障害者が多く利用する通所系や訪問系の事業所の従事者も対象になります。

1 居宅サービス等（介護）

訪問介護、訪問入浴介護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅療養管理指導、通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、福祉用具貸与、居宅介護支援

（注）各介護予防サービス及び介護予防・日常生活支援総合事業（指定サービス・介護予防ケアマネジメント）を含む。

2 訪問系サービス等（障害福祉）

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、重度障害者等包括支援（訪問系サービス等を提供するもの）、自立生活援助、短期入所、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

（注）地域生活支援事業（訪問入浴サービス、移動支援事業、意思疎通支援事業、専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業、地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、生活訓練等、相談支援事業）を含む。

※ 児童福祉法に基づく障害児を対象としたサービスを提供する従事者も、重症化リスクが高い多くの者に対してサービスを提供する従事者と認められる場合には対象となります。

【別添2：接種券の申請方法のイメージ】

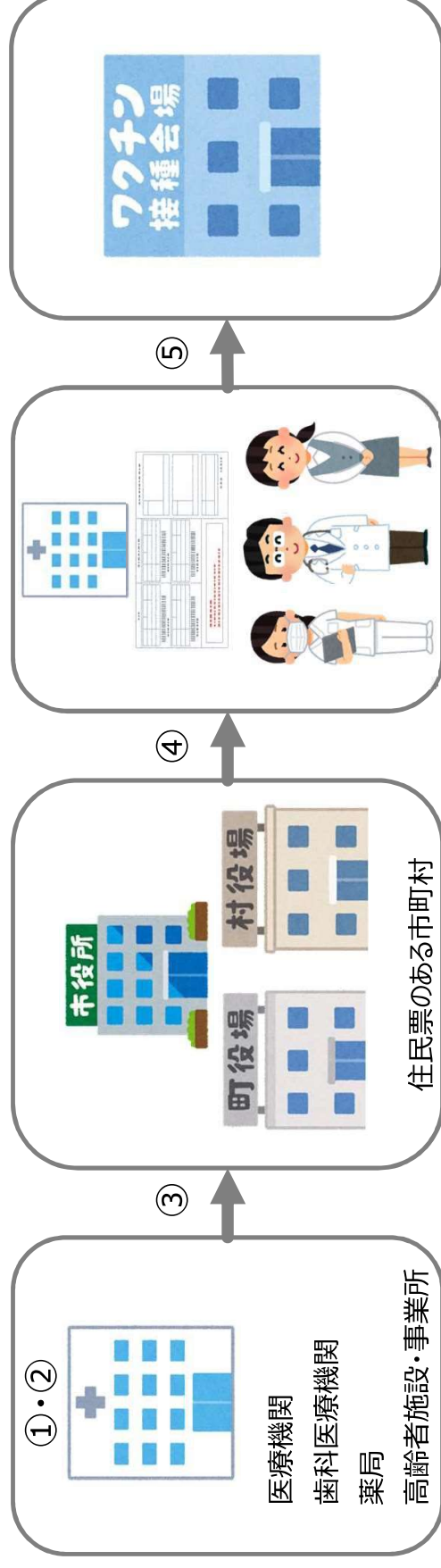
※ 既に施設・事業所等と関係市町村との間で、接種券発行の調整を終えている場合は、当該市町村との改めての調整は必要なく、御連絡も不要です。

申請方法	申請のイメージ図
①全ての従事者について代理申請する場合	<p style="text-align: center;">医療従事者等</p> <p style="text-align: center;">Xによる代理申請 → A市役所 住民票がA市 50人</p> <p style="text-align: center;">Xによる代理申請 → B町役場 住民票がB町 30人</p> <p style="text-align: center;">Xによる代理申請 → C村役場 住民票がC村 20人</p> <p>A市所在のX医療機関</p>
②代理申請と本人申請を併用する場合	<p style="text-align: center;">従事者</p> <p style="text-align: center;">Yによる代理申請 → D市役所 住民票がD市 47人</p> <p style="text-align: center;">本人による申請 → D市役所 住民票がD市 1人</p> <p style="text-align: center;">本人による申請 → E町役場 住民票がE町 3人</p> <p>D市所在のY施設</p>
③代理申請は行わず、従事者本人が申請する場合	<p style="text-align: center;">従事者</p> <p style="text-align: center;">本人による申請 → F市役所 住民票がF市 1人</p> <p style="text-align: center;">本人による申請 → G町役場 住民票がG町 1人</p> <p style="text-align: center;">本人による申請 → H村役場 住民票がH村 1人</p> <p>F市所在のZ事業所</p>

4回目接種 接種券の代理申請の流れ

■各施設内で、接種券が手元に無く、接種券発行を希望する職員がいる場合

- ①各施設単位で接種券発行を希望する職員等を確認、取りまとめをする。
- ②県のホームページより申請書をダウンロードし、住民票のある市町村のエクセルファイルに必要項目を入力する。
※ダウンロード方法は別紙1をご確認ください。
- ③入力したエクセルファイルを、各市町村の担当部署に送付
注意1 市町村によっては、施設等の指定通知書や、認可書類の写しを添付する必要があります。※詳細は別紙2に記載
注意2 送付方法がメールのみや郵送のみの市町村があります。 ※詳細は別紙3に記載。
- ④市町村から申請のあった施設へ、4回目接種用の接種券が発送されます。
- ⑤接種券を受け取った後に、市町村の接種医療機関や岩手県の集団接種等をご自身で予約し、接種をしてください。



申請書式ダウンロード手順

別紙 1

- ① 岩手県ホームページにアクセス
- ② “注目情報” 「新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報」をクリック
- ③ 「市町村による医療従事者や高齢者施設の従事者等の4回目接種券の発行について」をクリック
- ④ “添付ファイル”より
 - ・注意事項（必読：はじめにお読みください）（Excel 35.7KB）
 - ・市町村別申請方法（Excel 46.9KB）
 - ・各市町村4回目発行申請書（zip 901.0KB）

以上をクリックしてダウンロードをお願いいたします。

※ 1 申請の際には、**注意事項**及び**市町村別申請方法**を必ずご確認ください。

※ 2 ご不明な点等がございましたら、**市町村別申請方法**に各市町村の電話番号が記載されておりますので、**直接問合せ**していただきますようお願いいたします。

▶ 相談・受診に関するお問い合わせ

▶ 自宅療養の実施について

▶ PCR等検査の無料受検について

▶ **新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報**

▶ **新型コロナウイルス感染症関連の支援情報等（内閣官房 支援情報ナビ）**

▶ **岩手県政150周年記念事業「岩手県産物・産品の集約」の募集について**

▶ 「日本スポーツマスターズ2022岩手大会」は令和4年9月開催です。

▶ 「第73回全国植樹祭いわて2023」は令和5年春季開催です。

注目情報

医療従事者や高齢者施設の従事者等の4回目接種券発行方法については以下のリンクをご覧ください。

- ③ **市町村による医療従事者や高齢者施設の従事者等の4回目接種券の発行について**

添付ファイル

④ **注意事項（必読：はじめにお読みください）**（Excel 35.7KB）

市町村別申請方法（Excel 46.9KB）

各市町村4回目発行申請書（zip 901.0KB）

注意1 添付書類が必要となる市町村

別紙2

下記市町村に申請する場合は、右図の書類を添付し、申請してください。

市町村名	添付書類（施設等の指定、許可、認可書類の写し）
盛岡市	自治体内機関からの申請時には不要（自治体外からは必要）
宮古市	必要
大船渡市	大船渡市・陸前高田市・住田町以外の機関からの申請時には必要
一関市	自治体内機関からの申請時には不要（自治体外からは必要）
奥州市	必要
滝沢市	必要
平泉町	自治体内機関からの申請時には不要（自治体外からは必要）
普代村	必要
軽米町	自治体内機関からの申請時には不要（自治体外からは必要）

参考

保険医療機関 指定通知書（見本）

医療機関コード	■■■■
指定の期間	■■■■
名称	■■■■
所在地	■■■■

上記のとおり保険医療機関として指定したから通知します。

申請者 医療法人 ○○会 理事長 ○○ ○○ 様
 ■■■■ 厚生局長 ○○ ○○

【別紙】注意2 市町村への申請方法について

別紙3

下記市町村は申請書を送付する際に注意が必要です。

市町村名	摘要（申請方法など）
盛岡市	① 申請はメール・FAXで受け付けますが、可能な限りメールでの申請をお願いします。（FAXの場合、発送が遅れる場合がございます。） ② 申請から発送までに概ね1週間、発送から到着までに概ね3営業日かかります。 ③ お急ぎの場合は直接お渡ししますので、当事務局までお越しください。 その場合は、受取日の2営業日前までに、メールで申請し、メール本文に『いつお越しになるか』をご記入ください。（受取可能時間：平日の9時～17時） 申請はメールで受け付ける。
宮古市	申請はメールのみ受け付ける。
花巻市	申請はメールのみ受け付ける。
二戸市	二戸市に申請をする場合は、左記二戸市役所連絡先にお問い合わせください。（県HPで様式を公表していません）
奥州市	令和4年2月までに3回目接種を終了している方には7/28に接種券を一斉送付済。60歳以上の高齢者については、3回目終了後、5カ月を経過する前月に順次送付。3月以降の接種者に対して発行を希望する団体用の申請書となります。個人で接種券の発行申請をする場合はマイナポータル又は市のコールセンターから申請。 ※詳細については市のホームページを参照願います。 https://www.city.oshu.iwate.jp/soshiki/61/54103.html 【奥州市・岩手県からの注意事項】 奥州市内の各機関については、奥州市から申請方法を周知済です。奥州市からの通知を優先して使用してください。 （県の方法はあくまで事務の補完にすぎません。奥州市の通知に従ってください。） （奥州市内の関係機関において、市からの通知が届いていない場合は、今回の方法で申請しても構いません。）
紫波町	申請はメール、郵送、ファックス、持参で受け付ける。 FAX番号：019-672-2311（FAXで申請した場合は要電話連絡）
矢巾町	国にて当初から示している様式・県様式・他自治体の独自様式、いずれも受け付けます。 申請はなるべくFAX 019-698-1214 か、予約センター0120-0567-69のご利用を願います。
西和賀町	申請は郵送及び持参により受け付ける
金ケ崎町	申請は郵送のみ受け付ける
平泉町	申請は郵送のみ受け付ける
岩泉町	申請は郵送、FAX、持参で受け付ける
軽米町	申請は郵送、持参にて受け付ける。
野田村	郵送、持参を原則とする。
九戸村	申請は郵送、ファックス、持参にて受け付ける。
洋野町	申請は郵送、ファックス、持参にて受け付ける。

新型コロナワクチン4回目用接種券 発行申請書（代理申請）

令和4年8月10日

〇〇市長 様

新型コロナワクチン接種に必要となる接種券につきまして、別添の名簿に記載されている者の発行を、下記施設が代理して申請します。

本件代理申請については、別添の名簿に記載されている者の承諾のもと、行います。

記

代理申請を行う施設等の名称	〇〇病院
担当部署	〇〇課〇〇係
担当者（フリガナ）	岩手花子（イワテハナコ）、盛岡一郎（モリオカイチロウ）
送付先（郵便番号）	020-xxxx
送付先（住所）	岩手県盛岡市〇〇〇〇1番1号
T E L	019-xxx-xxxx
F A X	019-xxx-xxxx
メール	
備考	

※本申請書に、施設等の指定、許可、認可等を証する書類の写しを添付してください。

※注意

市町村によっては、様式のレイアウトや記載事項、申請方法が異なることがありますので、フォルダ内の各市町村の様式や「市町村別申請方法」をご確認ください。

接種券の発行について、市町村から既に案内がされておりましたら、市町村が案内した方法に従ってください。その場合は、この方法で申請しないでください。（この申請方法は、市町村の事務を補完するものです。）

既に市町村に申請済の機関は、この方法で再度市町村に申請する必要はありません。

新型コロナワクチン4回目用接種券 発行申請書別添名簿（代理申請・R4.7.22～）

表面

接種券の送付を希望する方の情報を記入してください。3回目接種から5か月経過する前の週に施設宛て発送します。

No.	氏名（カナ）	接種券番号 （10桁）	生年月日 （西暦）	住民票所在地		3回目接種 年月日	4回目接種 予定年月日	該当する 番号
				市町村	町名・番地			
例	モリオカ タロウ	1234567890	2022/01/24	盛岡市	●-▲-×	2022/01/24	2022/01/24	③
1	イワテ ハナコ	9876543210	1970/08/01	盛岡市	内丸10番1号	2022/03/24	2022/08/24	③
2				盛岡市				
3				盛岡市				
4				盛岡市				
5				盛岡市				
6				盛岡市				
7				盛岡市				
8				盛岡市				
9				盛岡市				
10				盛岡市				
11				盛岡市				
12				盛岡市				
13				盛岡市				
14				盛岡市				
15				盛岡市				
16				盛岡市				
17				盛岡市				
18				盛岡市				
19				盛岡市				
20				盛岡市				

※ 21人目以降は裏面に記入してください。

どれか1つを選択して記入してください

4回目接種の対象者

- ① 60歳以上の方 ② 18～59歳の基礎疾患等を有する方 ③ 医療従事者(新規) ④ 高齢者施設等の従事者(新規)

② 基礎疾患等を有する方とは

- ① 慢性の呼吸器の病気
- ② 慢性の心臓病（高血圧を含む。）
- ③ 慢性の腎臓病
- ④ 慢性の肝臓病（肝硬変等）
- ⑤ インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病
又はほかの病気を併発している糖尿病
- ⑥ 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）
- ⑦ 免疫の機能が低下する病気
（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）
- ⑧ ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている
- ⑨ 免疫の以上に伴う神経疾患や神経筋疾患
- ⑩ 染色体異常
- ⑪ 重度心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）
- ⑫ 睡眠時無呼吸症候群
- ⑬ 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、または自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）
- ⑭ BMIが30以上ある
- ⑮ 重症化リスクが高いと医師が認めている

新型コロナワクチン4回目用接種券 発行申請書別添名簿（代理申請・R4.7.22～）

裏面

接種券の送付を希望する方の情報を記入してください。3回目接種から5か月経過する前の週に施設宛て発送します。

No.	氏名 (カナ)	接種券番号 (10桁)	生年月日 (西暦)	住民票所在地		3回目接種 年月日	4回目接種 予定年月日	該当する 番号
				市町村	町名・番地			
例	モリオカ タロウ	1234567890	2022/01/24	盛岡市	●-▲-×	2022/01/24	2022/01/24	③
21				盛岡市				
22				盛岡市				
23				盛岡市				
24				盛岡市				
25				盛岡市				
26				盛岡市				
27				盛岡市				
28				盛岡市				
29				盛岡市				
30				盛岡市				
31				盛岡市				
32				盛岡市				
33				盛岡市				
34				盛岡市				
35				盛岡市				
36				盛岡市				
37				盛岡市				
38				盛岡市				
39				盛岡市				
40				盛岡市				
41				盛岡市				
42				盛岡市				
43				盛岡市				
44				盛岡市				
45				盛岡市				

備考	
----	--

市町村別申請方法

市町村名	市町村担当部署	送付先メールアドレス	電話番号	住所	添付書類（施設等の指定、許可、認可書類の写し）	備考（申請方法など）
1 盛岡市	新型コロナワクチン接種推進本部事務局	vaccine@city.morioka.iwate.jp	0120-220-489 (盛岡市コールセンター)	盛岡市神町3-29	自治体内機関からの申請時には不要	① 申請はメール・FAXで受け付けますが、可能な限りメールでの申請をお願いします。(FAXの場合、発送が遅れる場合がございます。) ② 申請から発送までに概ね1週間、発送までに概ね3営業日かかります。 ③ お急ぎの場合は直接お渡ししますので、当事務局までお越しください。その場合は、受取日の2営業日前までに、メールで申請し、メール本文に「いつお越しになるか」をご記入ください。(受取可能時間：平日の9時～17時) 申請はメールで受け付けます。
2 宮古市	保健福祉部健康課	kenko@city.miyako.iwate.jp	0193-64-0111	宮古市宮町一丁目1番30号	必要	申請はメール、郵送で受け付けます。
3 大船渡市	保健福祉部健康推進課	ofu_kenkou@city.ofunato.lg.jp	0192-27-1581	大船渡市盛岡字下道下14-1	大船渡市・陸前高田市・住田町以外の機関からの申請時には必要	申請はメールのみ受け付けます。
4 花巻市	新型コロナウイルス感染症対策室	corona@city.hanamaki.iwate.jp	0196-41-3605	花巻市南万丁目9丁目2-1号	県内機関からの申請時には必要	申請はメール、郵送、ファックス、持参で受け付けます。
5 北上市	新型コロナウイルス対策プロジェクトチーム	kenko@city.kitakami.iwate.jp	0197-72-8340 (直通)	北上市新築一丁目4番1号	不要	申請はメール、郵送、ファックス、持参で受け付けます。
6 久慈市	ワクチン接種対策室	taisaku@city.kiikami.iwate.jp	0194-54-8007	久慈市川崎町1番1号	不要	申請はメール、郵送、ファックス、持参で受け付けます。
7 遠野市	新型コロナワクチン接種対策室	corona-vac@city.tonari.iwate.jp	0196-66-5570	遠野市山崎町岩崎町2-1	不要	申請はメール、郵送、ファックス、持参で受け付けます。
8 一関市	新型コロナワクチン接種対策室	vaccine@city.ichinoseki.iwate.jp	0191-21-2220	一関市山目町前田13-1	自治体内機関からの申請時には不要	申請はメール、郵送、ファックス、持参で受け付けます。 少人数の申請は接種推進本部コールセンター（0120-033-567）に電話した方が速やかな対応が可能です。
9 陸前高田市	保健課	corona@city.kuzumakata.iwate.jp	0192-54-2111	陸前高田市高田町下和野100	不要	申請はメール、郵送、ファックス、持参で受け付けます。
10 釜石市	健康推進課新型コロナワクチン接種推進室	kenkou@city.kamishishi.iwate.jp	0193-22-6375	釜石市大湊町3-15-26	不要	申請はメール、郵送、ファックス、持参、電話で受け付けます。
11 二戸市	新型コロナワクチン接種対策室	ka-ichi@city.ninohe.iwate.jp	0195-22-5123	二戸市福岡字八幡下1-1	不要	申請はメール、郵送、ファックス、持参、電話で受け付けます。 二戸市に申請をする場合は、左記二戸市役所連絡先にお問い合わせください。(県HPで構式を公表していません)
12 八幡平市	対策室	wakuchin@city.hachimantai.lg.jp	0195-74-2111	岩手県八幡平市野萩21-170	不要	申請はメール、郵送、ファックス、持参で受け付けます。 令和4年2月までに3回接種を終了している方には7/28に接種券を一斉送付済。 60歳以上の高齢者については、3回終了後、5ヶ月を経過する前月に順次送付。 3月以降の接種券の発行申請をする場合はマイナンバーカード又は市のコールセンターから申請。 個人で接種券の発行申請をする場合はホームページを参照します。 ※詳細については市のホームページを参照します。 https://www.city.oshu.iwate.jp/seohiki/61/54103.html 【奥州市：岩手県からの注意事項】 奥州市内の各機関については、奥州市から申請方法を周知済みです。奥州市からの通知を優先して使用してください。(奥州市の通知はあくまで事務の補完にすぎません。奥州市の通知に従ってください。) (奥州市内の関係機関において、市からの通知が届いていない場合は、今回の方法で申請しても構いません。)
13 奥州市	奥州市健康子ども部健康推進課 ワクチン対策チーム	corona-vaccine@city.oshu.iwate.jp	0197-34-2061 0197-34-2062 0197-34-2063	奥州市水沢大手町三丁目1番地	必要	
14 滝沢市	健康福祉部健康推進課	kenkou2@city.takizawa.iwate.jp	0197-656-6563	滝沢市中郷55	必要	申請はメール、郵送、ファックス、持参で受け付けます。
15 磐石町	健康子育て課	kenkou3@town.shizukuihi.iwate.jp	019-691-2255	磐石町万田家78番地1階石野健康センター内	県内機関からの申請時には不要	申請はメール、郵送、ファックス、持参で受け付けます。
16 夏巻町	健康福祉課新型コロナワクチン担当	kuzumaki0401@town.kuzumaki.lg.jp	0196-67-1111	夏巻町渡巻16-1-1	不要	申請はメール、郵送、ファックス、持参で受け付けます。
17 岩手町	健康福祉課新型コロナワクチン接種班	soumu-4@town.iwate.iwate.jp	0195-62-3110(内線222729)	岩手町大字五日市町第10地割44番地	不要	申請はメール、郵送、ファックス、持参で受け付けます。
18 紫波町	健康福祉課新型コロナワクチン接種係	kenko@town.shiwa.iwate.jp	019-672-2111	紫波町紫波町紫波中央駅前二丁目3番地1	不要	申請はメール、郵送、ファックス、持参で受け付けます。 FAX番号：019-672-2311 (FAXで申請した場合は要電話連絡)
19 矢巾町	健康長寿健康課づくり係	yco-va@town.yahaba.iwate.jp	0120-0567-69(平日9～18時) FAX：019-698-1214	矢巾町大字南矢幅44-78	県内機関からの申請時には不要	国にて当初から示している構式・標準式・他自治体の独自構式、いずれも受け付けます。 申請はなるべくFAX 019-698-1214 か、予約センター0120-0567-699をご利用をお願いいたします。
20 西和賀町	健康福祉課 ワクチン接種担当	genki00@town.yamada.iwate.jp	0197-85-3411	西和賀町沢内字太田2地割沢1番地1	県内機関からの申請時には不要	申請は郵送及び待参により受け付けます
21 金ケ崎町	新型コロナワクチン接種対策室	toshihei@town.hiraiizumi.iwate.jp	0197-44-4560	金ケ崎町西原水88番地	不要	申請は郵送のみ受け付けます
22 平泉町	保健センターワクチン担当	hoken@town.sumitai.iwate.jp	0191-46-4571	西森井原平町平町志羅山45-2	自治体内機関からの申請時には不要	申請は郵送のみ受け付けます
23 住田町	保健福祉課	fukusi-kenko@town.ot.suchi.iwate.jp	0192-46-3862	気山町住田町住田栄字川向88-1	不要	申請はE-mail、郵送、FAX、持参にて受付
24 大槌町	健康子ども課	hagamas-p@town.iwate-yamada.lg.jp	0193-82-3111	下閉伊郡山田町八幡町3-20	不要	申請はメール、郵送、ファックス、持参にて受け付けます。
25 山田町	健康福祉課	kumagai@town.kozumaki.lg.jp	0194-22-2111	岩泉町岩泉字野畑59-5	不要	申請は郵送、FAX、持参で受け付けます。
27 田野畑村	健康福祉課	honderasevill@town.honohata.iwate.jp	0194-33-3102	下閉伊郡田野畑町野畑20-3	不要	申請は郵送、FAX、持参のいずれかの方法にて受付
28 新田町	保健センター	f.hoken@vill.fudai.iwate.jp	0194-35-2211	下閉伊郡新田町9-13-2	必要	申請はメール、郵送、ファックス、持参で受け付けます。
29 軽米町	健康福祉課づくり担当	sekkhataevill@town.honohata.iwate.jp	0195-46-4111	九戸郡軽米町大字軽米2-54-5	自治体内機関からの申請時には不要	申請は郵送、持参にて受け付けます。
30 野田村	保健福祉課保健康班 (野田村保健センター)	kenkou@town.yoda.iwate.jp	0194-75-4321	九戸郡野田村大字野田17-107	不要	申請は郵送、ファックス、持参にて受け付けます。
31 九戸村	保健福祉課	yoshino@town.yoshino.iwate.jp	0194-65-3590	九戸村大字保原10-11-6	不要	申請は郵送、ファックス、持参にて受け付けます。
32 洋野町	健康福祉課	hoken@town.ichinohe.iwate.jp	0195-32-3700	洋野町雁町22-1-1	不要	申請はメール、郵送、ファックス、持参で受け付けます。
33 一戸町	健康子ども課ワクチン担当			二戸郡一戸町一戸字砂森93番地2	不要	